

平成 2 2 年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成 2 1 年度対象)

平成 2 2 年 9 月
島根県教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検評価の構成	1
3	点検評価項目	2
4	数値目標項目	3
5	しまね教育ビジョン2.1取組状況の点検・評価	
	施策1 心身の健康を大切にした教育の推進	4
	施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	9
	施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	14
	施策4 互いの人権を尊重する教育の推進	18
	施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	20
	施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	26
6	鳥根県総合教育審議会の意見	32
	(参考資料)	
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋	33
○	各取組における主な報告書等一覧	34

1 趣旨

県教育委員会では、少子高齢化の進行や情報化社会の進展、家庭環境の多様化と地域の教育力の変化など、子どもをとりまく教育環境が大きく変わる中で、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方を明らかにするため、「しまね教育ビジョン21」を平成15年度に策定（平成19年度改訂）しました。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

県教育委員会では、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」（以下「点検評価」という。）を実施し、本報告書にまとめました。

2 点検評価の構成

(1) 項目

点検評価の対象を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検評価をします。

(2) 取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の各「施策の具体的な取組」ごとに【基本的な考え方】を記載します。

(3) 平成21年度の取組の概要

「施策の具体的な取組」に対応する平成21年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

(4) 数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

(5) 評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

(6) その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

3 点検評価項目

施策	具体的な取組	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1)生活習慣の改善	(ア)望ましい生活習慣の確立
		(イ)食育の充実
	(2)体力・運動能力の 向上	(ア)教科体育の充実
		(イ)運動部活動の活性化による競技力の向上
		(ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援
	(3)心の教育の推進	(ア)道徳教育の推進
(イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成		
2 夢を描き、その実現 に向かっていく教育の 推進	(1)学力の向上	(ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実
		(イ)家庭での学習習慣の確立
		(ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進
		(エ)授業力向上のための研修の充実
	(2)キャリア教育の推 進	(ア)職業観・勤労観の形成
		(イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進
3 創造性や個性の基 礎となる感性を育む教 育の推進	(1)読書活動の推進	(ア)読書習慣の確立
		(イ)学校図書館の充実と活用の推進
	(2)文化活動の活性 化	(ア)文化に親しむ機会の確保
		(イ)地域社会と連携した文化部活動の推進
	(3)ものづくり活動の推 進	(ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進
		(イ)専門高校における人材の育成
4 互いの人権を尊重 する教育の推進	(1)人権を尊重する教 育推進のための基盤 整備	(ア)人権を尊重した学校づくりの推進
		(イ)人権意識を高めるための指導の充実
5 地域への愛着と誇り を育む教育の推進	(1)学校・家庭・地域 の連携協力による教 育力の充実	(ア)ふるさと教育の推進
		(イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進
		(ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成
		(エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進
	(2)社会教育の振興に よる生涯学習社会の 実現	(ア)生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化
		(イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実
6 すべての子どもたち の学びを支える取組 の推進	(1)不登校の子どもに 対する取組の充実 の推進	(ア)教職員の資質向上を図る研修の充実
		(イ)組織的な支援体制の充実
		(ウ)教育相談体制の充実
		(エ)多様な学びの場や居場所の充実
	(2)特別支援教育の充 実	(ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
		(イ)社会的・職業的自立の促進
		(ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実

4 数値目標項目

取組等 (2頁参照)	数値目標項目	対象校	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1-(1)-(ア)	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学校	96.8%	97.0%	100.0%
		中学校	90.0%	90.0%	95.0%
1-(2)-(ア)	親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	中学2年生	95.0	94.8	96.0
1-(2)-(イ)	全国大会における入賞数(ベスト8以上)		40	31	42
1-(2)-(ウ)	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		6	10	21
1-(3)-(イ)	体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	100%	100%
2-(1)-(ア)	全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学校	99.6	98.1	103
		中学校	101	102.4	103
2-(1)-(イ)	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	小学6年生	46.5%	51.3%	60%
		中学3年生	43.4%	45.7%	60%
2-(2)-(ア)	就職を希望する高校生の就職率	高校	95%※	99.1%	100%
2-(2)-(イ)	就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	高校	60.3%※	68.7%	70%
3-(1)-(ア)	1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	31.2%	60%
		中学3年生	28.8%	26.4%	50%
3-(1)-(イ)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	22.6%	50%
4-(1)-(ア)	異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率		57%	78%	100%
5-(1)-(ア)	「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%
5-(1)-(イ)	「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合		62.0%	81.0%	100%
5-(2)	講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合		34.2%	30.9%	50.0%
6-(1)	不登校児童生徒数の割合		1.64%※	1.29%	1.30%

※「就職を希望する高校生の就職率」「就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合」「不登校児童生徒数の割合」については、18年度実績数値を記載しています。

5 しまね教育ビジョン21 取組状況の点検・評価

施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 生活習慣の改善

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活のより所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

(ア) 望ましい生活習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	97.0%	100.0%
	中学生	90.0%	90.0%	95.0%
		全国平均(平成21年度) 小学生 90.2% 中学生 84.2%		

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・学校、家庭、地域が一体となって「子どもの生活習慣づくり」を推進するための取組を県内に広く普及することを目的に、「子どもの生活習慣づくり実践事例発表会」を浜田市で開催した。
- ・夏季休業中における子どもの生活習慣づくりに向けての全県的な取組を推進するために、子どもの生活習慣づくりの重要性を啓発するための保護者向け資料の作成、配布を行った。
- ・学校、家庭、地域の関係機関、県が連携して、子どもの健康課題の解決及び基本的な生活習慣の確立を図るため、平成22年2月に「しまねっ子元気プラン～学校保健計画策定の手引～」を策定した。

(保健体育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・「朝食を毎日とる児童生徒の割合」は、ほぼ横ばい状態ではあるが、「しまね教育ウィーク」期間中あるいは年間を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」や食育、ノーメディアなどの生活習慣づくりに取り組む学校や市町村が増加している。
- ・今後も、健康福祉部等との連携を図るとともに、異校種間・家庭・地域との連携をより一層深め、「しまねっ子元気プラン」の周知と推進のほか、「子どもの食育・生活習慣づくり推進フォーラム」の開催や乳幼児期からの生活習慣づくりモデル事業を実施するな

ど生活習慣づくりの取組を推進する。

(保健体育課)

(イ) 食育の充実

【平成21年度の取組の概要】

- ・食育の推進のため、県内5教育事務所単位で小、中、高校の教職員を対象に「食育推進研修」を開催するとともに、栄養教諭を対象に「栄養教諭研修」を実施した。
- ・各小学校で、「食の学習ノート」を活用して食に関する指導を行った。
- ・学校給食の中で地場産物を「生きた教材」としてとりあげ、食に関する指導を行った。
- ・県健康福祉部、農林水産部、教育委員会が連携して、「第4回食育推進全国大会」を開催し、大会の中で「食の学習ノート模擬授業、学校給食試食会」を実施した。

(保健体育課)

【評価、今後の対応】

- ・小学校において、「食の学習ノート」の活用率が100%となった。また、小学校における「食に関する指導の全体計画」の策定率が93.3%と前年より6.4ポイント上昇し、「食に関する指導の年間指導計画」の策定率も87.7%と前年より10.3ポイント上昇した。今後も全ての児童生徒に食への関心をもたせるためにも、計画に基づいた継続的な指導が必要である。
- ・学校給食で、地場産物の利用割合は毎年向上している。平成21年度も利用割合40.4%と、島根県食育推進計画の目標値である40%を超えている。今後も地場産物の利用割合の向上を図っていく。

(保健体育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 体力・運動能力の向上

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

(ア) 教科体育の充実

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	95.0	94.8	96.0

【平成21年度の取組の概要】

- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校から高等学校までの12年間の指導内容を明確

に示し、基礎・基本の定着を図りながら「教えて考えさせる」授業を展開し、「もっと楽しい体育」を目指して取り組んだ。また、本県で全国学校体育研究大会を開催し、教員の指導力向上を図るとともに、全国へ本県の取組を発信した。

- ・児童生徒の体力向上のため、楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行うとともに、この運動プログラムの普及・啓発のため、プログラムの中から数種目を選択し、全校体制で交流活動を行うと協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を12の小学校（募集により選考）で開催した。また、リズムに乗ってダンスができるよう「しまねっ子！元気アップ・ソング」を作成した。

(保健体育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学5年生は全国平均値を上回り、中学2年生は全国平均値とほぼ同じであったが、親世代が子どもであった昭和50年の数値との比較では下回っている種目が多いため、今後も教科体育の充実とともに「しまねっ子！元気アップ」シリーズの普及に取り組むことにより子どもの体力向上を図っていく。

(保健体育課)

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国大会における入賞数 (ベスト8以上)	40	31	42

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・「島根県スポーツ競技力向上計画」にもとづき、全国レベルで活躍する選手の育成を目指し、長期競技力育成事業や中・高校生選手強化事業を継続実施した。
- ・高等学校を対象として、選手強化のための「特別体育専任教員配置制度」、「スポーツ推進教員認定制度」、「重点校制度」、スポーツに秀でた選手を有望校に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を実施し、国民体育大会、全国高校総体など全国レベルの大会において活躍する選手の育成に努めた。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業では、100名の指導者を中学校、高等学校76校へ派遣した。

(保健体育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・中学校、高等学校の全国大会(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会等)での入賞数は31と、前年度の実績を下回った。平成23年度までの3年間は、「島根県スポーツ競技力・元気アップ事業」も加え、重点的に県外遠征費の拡充、競技備品の更新などジュニア競技力の強化を図っていく。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業は、派遣先の学校の部活動指導や外部コーチとしてチーム力向上に貢献していることから、予定数を超える要望がある。今後とも指導者の発掘や指導時間の拡充により、運動部活動の活性化を図る。

(保健体育課)

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	6	10	21

【平成21年度の取組の概要】

- ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、しまね広域スポーツセンターと連携し以下の取組を行った。
 - *センターだよりやリーフレットの作成配布・ホームページをとおした情報発信などの広報活動
 - *市町村行政担当者やクラブ準備委員会への巡回・相談活動
 - *クラブ運営の中心となる指導者養成のための講習会
 - *スポーツ振興くじ助成金の活用支援

(保健体育課)

【評価、今後の対応】

- ・新たに4市町で総合型クラブが設立されるとともに、残る11市町村でも設立に向けて取組が始まった。
- ・今後も広域スポーツセンターと連携し、設立準備中のクラブへの情報提供および支援を行うとともに、設立済みのクラブが会員数増加ができるよう活動支援を行う。さらに、総合型クラブの周知やスポーツへの参加意識を高めるための広報活動を推進する。

(保健体育課)

《 施策の具体的取組 》

(3) 心の教育の推進

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にする心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

(ア) 道徳教育の推進

【平成21年度の取組の概要】

- ・道徳教育実践研究事業を実施し、学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行った。
- ・小・中学校道徳教育推進講座の実施（県内5教育事務所管内）
- ・道徳主任に対し、発達の段階に応じた指導の内容の重点化や道徳主任を中心とした指導体制と道徳教育の展開、魅力的な教材の活用等、道徳の時間の充実、体験活動や実践活動

の推進等について、必要な知識等を習得させるため、中学校道徳教育推進講座を実施した。(県内5教育事務所管内)

- ・道徳教育実践研究指定校(2年目指定校)の研究実践を紹介や島根県で大切にしたい道徳教育の3つの柱を明記したリーフレット「豊かな心をはぐくむ教育の充実Ⅱ」を作成・配付し、道徳教育の充実を図った。
- ・道徳の時間の充実に努めるとともに、本県の豊かな自然・歴史・文化を活用した多様な体験活動を取り入れたり、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などとの関連を図った取組を積極的に行い、全教育活動をとおした道徳教育の推進を図った。また、地域の人材を講師に活用したり、地域を題材にして教師が自ら資料の作成を行うなど、家庭や地域との連携を強化する授業が行われた。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・道徳教育全体計画、年間指導計画などを見直し、全教育活動が有機的に関連し合っただ道徳教育が進められた。
- ・ふるさと教育を中心に、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を有効に活用し、体験的な活動を取り入れた道徳教育を実施することができた。
- ・幼保小中連携ステップアップ事業を実施し、幼保小中学校の教職員が連携・協働して、学力の基盤となる道徳教育について乳幼児期からの指導の一貫性を確立する。
- ・道徳教育の基盤である挨拶やモラル、ルールなどを「ふるまい」と称して、子どもから大人までふるまい向上を県民運動として推進する。

(義務教育課)

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
体験学習を実施した学校の割合	小学生	95.5%	100%	100%

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・県内の全ての公立小・中学校・全学年・全学級において総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育を実施した。
- ・文部科学省の委託事業である「豊かな体験活動推進事業」において、推進校6校を指定し、農山漁村におけるふるさと生活体験推進校の実践研究を進めた。教育課程に位置づけた効果的な体験活動の在り方等について、実践状況や課題等を把握するとともに、指導・助言を行った。また、推進校の創意工夫を生かしながら、体験活動をさらに有意義なものにするために、豊かな体験活動推進事業推進協議会を開催した。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・総合的な学習の時間やふるさと教育を中心に「自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成」をねらいとした体験活動を実施することができた。
- ・子どもが豊かな人間性や社会性などを育むために、学校教育において様々な体験活動を行う「豊かな体験活動推進事業」の推進校においては、長期宿泊、農山漁村での体験活動、民泊など貴重な体験活動が有効に実施された。長期宿泊、農山漁村での体験活動、民泊という複数の条件のそれぞれの教育効果を明らかにして、推進校の実践を広めてい

く必要がある。

(義務教育課)

施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。併せて、各種の学力調査結果で明らかになっており、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国学力調査・学習状況調査において、 全国を100とした時の県の値	小学生	99.6	98.1	103
	中学生	101	102.4	103

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・ 島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果分析から明らかとなった課題（①学習意欲の高揚と学習習慣の確立、②思考力・判断力・表現力の育成）に向けて、学力向上対策を強力に進めた。各学校や市町村教育委員会においてもそれぞれに独自の学力向上対策の取組を行っている。
- ・ 教科指導力向上セミナーを全校しっかいの研修として実施し、一人一人の考える力を伸ばすための授業改善に努めた。
- ・ 小中学校の全教員を対象にした新教育課程説明会を実施し、学習指導要領の改訂の重点である「言語活動の充実」等について周知を図るとともに、演習をとおして新学習指導要領の趣旨を踏まえた実践的な指導について理解を深めた。
- ・ 島根県教育課程審議会答申を受け作成・配付したリーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」を、各研修会において活用し、周知徹底を図った。
- ・ 30人学級編制事業やスクールサポート事業により児童一人一人に応じたきめ細やかな

指導を行うことにより、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育の充実を図った。

- ・医学部進学を希望する高校2年生を主な対象として、3泊4日の学習セミナー（夢実現進学チャレンジセミナー）を実施し、進路意識の醸成を図った。

（義務教育課）（高校教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果分析から明らかとなった課題（①学習意欲の高揚と学習習慣の確立、②思考力・判断力・表現力の育成）については、学力調査の評価指標に達していないなどの課題はあるが、学習習慣の定着及び学習意欲の向上、思考力に関わる観点別結果の向上等において、改善の傾向が見られる。
- ・各学校において、島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、自校の学習指導に関する分析や検証を行い、その改善に努めている。児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や教員の指導力向上のための研修の充実をさらに図っていく。
- ・平成21年度から先行実施されている新学習指導要領では授業時数、指導内容が増加するため、小中学校に退職教員等経験者を非常勤講師として配置し、児童生徒への指導体制の充実を図るとともに、新学習指導要領の円滑な実施を推進する。
- ・本年度から司書教諭の悉皆研修を始める。今後は、学校図書館と教育課程をコーディネートし、学校図書館を活用した教育を推進していく。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」は、医学部進学を希望する生徒に対し、地域医療に貢献する意欲を喚起する上で効果的であった。今後は、医学部等理系進学希望者だけではなく、法学部等文系進学希望者を加えて実施する。また、このセミナーを進学を指導する教職員の研修の場としても機能させる。

（義務教育課）（高校教育課）

（イ）家庭での学習習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値	平成21年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
学校以外で、1日60分以上学習している 児童生徒の割合	小学生	46.5%	51.3%	60%
	中学生	43.4%	45.7%	60%
		全国平均(平成21年度) 小学生 57.2% 中学生 65.3%		

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・平成20年度に引き続き、児童生徒一人一人の課題に応じた基礎学力の向上や家庭での学習習慣の定着を図ること、併せて児童生徒にわかる・できる喜びを味わわせるために、インターネットを活用した「学習プリント配信システム」により、学習プリントを各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、システムの簡便化や内容の充実を図ってきた。

（義務教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・島根県学力調査によると改善傾向が見られるが、家庭での学習習慣の確立に向けて、引き続き、学校と家庭とが連携した取組を進めるとともに、「学習プリント配信システム」を有効に活用し成果をあげている学校の実践事例を紹介し、さらに同システムの県内の

各学校への普及を行っていく。また、市町村教育委員会に対しては、引き続き、予算措置等、各学校への支援を要請していく。

(義務教育課)

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

【平成21年度の取組の概要】

- ・ 県内5地域を指定し、小中学校の教員が相互に研究授業を行ったすることなどを通して、小学校・中学校間の教科指導の連携のあり方について研究する小中連携ステップアップ事業を実施し、小中連携についての先進的な研究を推進した。
- ・ 中学校・高等学校間の教科指導の連携のあり方について研究する中高連携ステップアップ事業を実施し、成果物として中学校既習内容と高校初年次学習内容を接続する橋渡し教材を作成し、中学校、県立学校に配布した。
- ・ 各学校においては、小中連携、中高連携の取組が進みつつあり、各種連絡会や合同研修会などを開催したり、子どもの交流を実施した。また、研究授業を行う際には、近隣の学校に参加を呼びかけ、授業について協議する機会を設定している学校も見られた。
- ・ 次の学校段階の学習にスムーズに対応できるように、ほとんどの小中学校において、入学前または入学後に連絡会を開催した。
- ・ 研修では、平成19年度から幼小連携講座を開設しており、平成21年度は、幼稚園と小学校の教員を対象に、幼小連携の必要性や学びをつなぐための演習、新学習指導要領に基づいた講義・演習等を実施した。

(義務教育課) (高校教育課)

【評価、今後の対応】

- ・ 各取組の実施によって、市町村や各学校において独自の教育力を向上させる取組が進められた。平成22年度は、小学校・中学校・高等学校に加え幼稚園・保育園(所)とも連携していくため、幼保小中連携ステップアップ事業・中高連携ステップアップ事業を実施し、市町村や学校での幼保小中高連携の取組への研究、支援をさらに充実していく。
- ・ 県が実施する幼小連携講座では、幼稚園教員と小学校教員が合同で行うことにより、幼小連携の相互理解をより一層深め、具体的な推進が図られるようにする。
- ・ 中高連携ステップアップ事業の取組により、中高相互に授業を参観し、互いの教材観や指導観を学ぼうとする機運が高まってきた。中高連携ステップアップ事業には、新たな学校を指定し、授業力向上に焦点化した連携を推進する。

(義務教育課) (高校教育課)

(エ) 授業力向上のための研修の充実

【平成21年度の取組の概要】

- ・ 島根県学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習意欲の向上や思考力、判断力、表現力を高めるための学習方法や教師の指導力の向上に向けた研修を実施した。
- ・ 特に、小学校国語科及び中学校英語科においては、それぞれの教科における本県の課題解決に向けた指導力向上を目指し、全小・中学校を対象に教科指導力向上セミナーを実施した。また、教科の指導技能及び実践指導力と授業研究の能力の向上を図るための中学校教科指導リーダー養成研修(教育センター主管)を実施し、各種研究会で講師を務められるようなリーダーの養成を図った。

- ・県立学校においては、学力向上を図るうえで中核的な立場にある教員を対象として、教科リーダー教員を養成する研修を行い、その成果を研究授業、研修報告として学力向上リーダーセミナーの中で発表した。また、数学と英語で問題作成力養成事業を行い、中堅教員の指導力、とりわけ問題作成力の向上を目指す研修を行った。作成した問題は実施希望校を募り、実力テストとして使用した。

(義務教育課) (高校教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・教科指導力向上セミナーの受講者に対する事後アンケートによると、研修内容を生かした実践や成果の普及がなされている状況が見られた。児童に考えさせる授業の在り方等、県が考える目指す授業像について、県内全小・中学校に周知することができた。また、今後、中学校教科指導リーダー養成研修の受講者を活用し、県全体の指導力向上を一層推進していく。
- ・教科リーダー教員養成事業の対象となった教員の意識が高まり、指導法を積極的に公開する動きが出てきた。引き続き事業を行い、中堅教員の力量アップを図るとともに、ベテラン教員のノウハウを次代に継承する動きを一層高める。また、問題作成養成事業を通して、全県で実施するに値する問題を責任をもって作成するノウハウを構築する動きを作り出すことができた。今後は、国語を新たに加え、問題作成担当校を指定して実施する。

(義務教育課) (高校教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) キャリア教育の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

(ア) 職業観・勤労観の形成

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職を希望する高校生の就職率	95%	99.1%	100%

(全国平均(平成21年度) 91.6%)

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・90%以上の小中学校において、職業観・勤労観の形成に向けて職場見学や職場体験などに取り組んでいる。
- ・県立学校において、県内産業や企業の理解を深めるための企業見学事業(24校 2,395名参加)、生徒が主体的に進路を選択できるよう県内企業、事業所の協力により就職体験を行うインターンシップ事業(22校、2,207名、985事業所)、県内で活躍する経営者

や卓越した技術・技能を持つ技術者等を招聘して行う職業意識啓発セミナー（14校、3,615名参加）などに取り組んだ。

（義務教育課）（高校教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・ 職場見学や職場体験を実施した小中学校においては、地域の協力体制のもと、望ましい職業観・勤労観が形成されつつある。今後、中学校における職場体験については、体験する日数を増やすなど、さらに充実させていく必要がある。
- ・ 県立学校において、企業見学事業等への参加者数は前年度より増加しているが、専門高校及び小規模普通高校での実施が中心であり、今後、大規模普通高校での取組が必要である。
- ・ 新学習指導要領において、キャリア教育は単なる現場体験学習ではなく、教科横断的または学校内での全ての活動において取り組むものであるとされているため、今後、新学習指導要領の完全実施に向けて、教育現場において検討（教職員の意識改革を含む）実施する。
- ・ 世界同時不況の影響で求人数が大幅減の状況での就職であり、就職から進学へと進路変更を行った生徒もいたが、関係機関が連携したきめ細かい就職支援により、県内就職を中心に就職を希望する生徒の就職率は大幅に増加した。（3月時点での就職未内定者9人）今後とも、関係機関が連携しきめ細かい就職支援を行っていく。

（義務教育課）（高校教育課）

（イ） 産業界や地域との連携による県内就職の促進

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	60.3%	68.7%	70%

（全国平均(平成21年度) 89.9%）

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・ 県立学校において、企業見学事業（再掲）、インターンシップ事業（再掲）、職業意識啓発セミナー（再掲）などを地域の企業の協力得ながら連携して実施した。
- ・ 進路指導担当者と企業との情報交換及び相互理解の場としての学校企業連絡会を、各地域の雇用推進協議会と連携して、出雲地区、浜田地区、益田地区で開催した。また、生徒の県内就職意識を高めるために、春季休暇前の高校2年生を対象とした進路選択ガイダンスを、松江、浜田地区で開催した。（参加16校、909名：対前年比1.8倍の大幅増）
- ・ 県教育委員会、雇用政策課、島根労働局、各ハローワーク、各雇用推進協議会(市町村)が集まり緊急就職対策会議を開催（2回）し、相互に連解したきめ細かい県内就職支援を実施した。
- ・ 専門高校の進路指導担当教員の就職指導時間の確保のため、進路指導代替講師を配置した。

（高校教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・ 世界同時不況の影響で求人数が大幅減の状況での就職であり、就職から進学へと進路変更を行った生徒もいたが、関係機関が連携したきめ細かい就職支援により県内就職率は大幅に増加した。（3月時点での就職未内定者9人）

- ・今後とも、学校と関係機関との情報共有と連携した就職支援体制の構築が必要である。
(高校教育課)

施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 読書活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」(平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画(*)を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

(*「島根県子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月に第2次計画を策定。)

(ア) 読書習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学生	34.6%	31.2%	60%
	中学生	28.8%	26.4%	50%
		全国平均(平成21年度) 小学生35.2% 中学生26.6%		

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等配置事業(新事業)を実施し、学校司書等を配置する市町村に対して、ボランティア200千円 司書A100万円 司書B200万円を事業費の上限とし、ボランティアは全額、司書は、町村2/3、市1/2の財政支援を行った結果、学校司書等の配置が進んだ。
- ・多くの学校で、朝読書など、読書に親しむ機会を工夫した。「読書活動の調査」の結果によると、ほとんどの小中学校で朝読書を実施している。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

県内98%の小中学校の図書館が「人のいる図書館」になったことにより、子どもたち

が図書館を多く訪れるようになり、貸出図書の冊数も伸びている。今後、全小中学校へ学校司書を配置し、読書活用や学校図書館活用教育に引き続き取り組む。

(義務教育課)

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	22.6%	50%
	〔小学校〕 〔中学校〕	〔20.4%〕 〔21.0%〕	〔24.1%〕 〔19.4%〕	〔50%〕 〔50%〕
		全国平均(平成21年度)		小学校50.7% 中学校43.8%

【平成21年度の実施概要】

- ・児童生徒の感性や創造力を高めるための読書活動の推進と、情報活用能力を育成するための学校図書館活用教育の推進を図るため主に次の事業を実施した。
- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等配置事業(新規)学校司書等を配置する市町村に対して、ボランティア200千円 司書A 100万円 司書B 200万円を事業費の上限とし、ボランティアは全額、司書は、町村2/3、市1/2の財政支援を行った。(再掲)
- ・学校図書館を活用した児童生徒の教育活動に直接携わる司書教諭の有資格者を養成するために、文科省からの委託を受けて司書教諭講習(科目:「情報メディアの活用」「学校経営と学校図書館」)を実施し、小中学校、高校、特別支援学校等の教諭、講師等を受講生として受け入れた。その結果、平成21年度は9名が資格を得て修了証書を受け取った。
- ・公立学校の教諭に対し、司書教諭の資格取得の便宜を図るため、司書教諭養成事業を実施し、司書教諭講習を受講するための旅費を全額負担、受講料等経費の一部を補助した。
- ・学校図書館パワーアップ事業(新事業)を実施し、教職員の協働により、学校図書館を整備しようとする小中学校を推進校として指定し整備を行うとともに、その成果を広く普及した。また整備前、整備中、整備後の様子をDVDに撮影・編集し、全小中学校に配付、普及を図った。
- ・学校図書館活用コンクール(新事業)を実施し、読書活動や学校図書館を活用した事業実践において、優れた取組をしている学校を公募して表彰するとともに、優秀校の取組を広く普及した。
- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。

学校司書初任者研修：9回開催し、延べ492人が参加

学校図書館ボランティア初任者研修：10回開催し、延べ374人が参加

学校図書館活用教育研修会：2回開催し、延べ170人が参加

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

【評価、今後の対応】

- ・学校図書館活用にかかる新規諸事業を展開したことにより、学校図書館を利用する児童生徒が増し、貸出冊数も増加する傾向にある。市町村も、補正予算で学校図書館用図書

費を措置して、図書館図書を増加を図ろうとするなど、学校図書館に対する気運が高まっている。

- ・司書教諭講習の充実、教員免許と司書教諭資格の同時取得を図るため、平成22年度より司書教諭講習は島根大学が主催することとなったが、公立学校の教諭に対しては、継続して講習受講の便宜を図り、有資格者の増加に努めていく。
- ・今後、県立図書館では、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、小中学校向け団体貸出の強化や学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に取り組んでいく。

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 文化活動の活性化

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

(ア) 文化に親しむ機会の確保

【 平成21年度取組の概要 】

- ・ふるさと教育や総合的な学習の時間を活用し、地元の方を講師に招いて、神楽や和楽器、地域の伝統芸能などの鑑賞を行ったり、演技・演奏の指導を受けるなど、文化に親しむ機会を設けている。また、学んだ成果を学習発表会や地域の文化祭などで発表している。
- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。
 - 子どもの映画鑑賞普及事業：1会場（1校）
 - 本物の舞台芸術体験事業：14会場（19校）
 - 児童演劇地方巡回公演：8会場（21校）
 - 青少年劇場小公演：9会場（10校）
 - 学校への芸術家等派遣事業（5校）

(義務教育課) (社会教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・学校への芸術家派遣事業等により、ふるさと教育や総合的な学習の時間の中で芸術文化の鑑賞・体験活動が進められており、地域の伝統芸能の体験など文化活動が定着している学校もある。今後も一層、文化に親しむ機会の確保及び教育環境の整備を図っていく。
- ・文化庁や文化団体と連携することにより、本物の芸術文化に親しむ機会の少ない児童生徒にその機会を提供することができた。今後とも国や文化団体等と連携して、優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努める。

(義務教育課) (社会教育課)

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

【 平成21年度取組の概要 】

- ・中学校、高校の文化部活動を対象に、社会人指導者を派遣して実技指導等を行った。
派遣校：26校、派遣指導者：30人
- ・中学生の文化祭「アートフェスティバル2010」を開催して、活動成果を総合的に発表する機会を提供した。
出演校【舞台の部】：9校（弁論、合唱、吹奏楽、邦楽）
展示作品【展示の部】：80点（書写、版画）
- ・第9回全国中学校総合文化祭に、県大会で優秀な成績を収めた作品を出品参加した。
出品作品：44点（書写、版画）
- ・島根県高等学校文化連盟への共催負担金の交付を通して、高校文化部活動の部門別発表会の開催を促進した。
交付対象：19部門
- ・島根県高等学校文化連盟への共催負担金の交付を通して、地域の行事やイベントへの高校文化部活動の出演を促進した。
交付対象：3事業
- ・島根県高等学校文化連盟への補助金の交付を通して、第33回全国高等学校総合文化祭への参加を促進した。
参加部門：17部門、参加生徒：243名

(社会教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・学校関係者、地域、文化団体との連携により、中学校及び高等学校における文化部活動の成果を発表する機会を提供することができた。
- ・社会人指導者を派遣することにより技術力や表現力の向上に資することができた。
- ・文化部活動の参加生徒及び指導者を確保し、活動水準を維持、向上させるため、地域や文化団体との連携を一層深めることにより、活動成果の発表機会提供、社会人指導者の活用による技術力や表現力の向上を図っていく。

(社会教育課)

《 施策の具体的取組 》

(3) ものづくり活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切に作る心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・ものづくり体験教室を実施したり、中学生ものづくり競技大会を後援したりするなど、ものづくり活動を推進した。また、専門高校生が小学校や中学校で出前授業を行い、ロボットや電気製品などについて学習し、ものづくり活動を行った。

- ・ふるさと教育の一貫として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んだ。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・ものづくり体験教室やものづくり競技大会等を通して、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができた。
- ・今後、小中学校において、優れた技能士の技を直接見たり体験することにより、ものづくりに対する意欲を高め、ものづくり活動の輪が広がるよう努める。

(義務教育課)

(イ) 専門高校における人材の育成

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・専門高校の生徒による学習発表の成果の祭典である産業教育フェア参加支援事業により平成21年度は6校（松江工業、松江商業、松江農林、出雲工業、江津工業、益田翔陽）に支援を行った。
- ・専門高校等に学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るための職業資格取得者等顕彰制度により平成21年度は452人の表彰を行った。
- ・国の委託事業として産学官の連携による産業人材育成を行う「目指せスペシャリスト」（江津工業）と「地域産業の担い手育成事業」（松江農林、出雲農林、浜田水産、隠岐水産）を実施した。
- ・平成21年度新規事業として「産学官連携による課題研究事業」を14の専門高校を対象として実施した。（実績：11校、24テーマ）

(高校教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・産学官連携による課題研究事業は、生徒が地域や企業と長期間、継続的に協働した取り組みを行うことにより、職業観及び勤労観ばかりでなく、地域貢献意識やふるさと意識の醸成に効果があった。特に、国の委託事業を実施していない出雲商業や益田翔陽での商品開発や矢上高校での地域活性化の取組などは、事業実施初年度として成功事例であると言える。
- ・産業振興の基盤である人材確保に関して「地域の人材は地域で養成する」ために、今後は地域の産業構造、企業理解を推進し、地域ニーズに対応する人材育成を促進する必要がある。

(高校教育課)

施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の

実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にされた学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率	57%	78%	100%

【平成21年度の取組の概要】

- ・研究指定を行った保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の17校・園に延べ50回の訪問指導を行い、人権尊重の精神に立つ学校づくりについて指導・助言を行った。
- ・県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、78%の学校が異校種間における公開授業を実施し、中でも高等学校においては、異校種間における授業公開校が昨年度に比べ10%増加している。発達段階を踏まえながら継続的な人権・同和教育を行う体制づくりが進められている。
- ・県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、62%の学校が異校種間で定期的な協議を行い情報交換に取り組んだ。また、意見交換や交流学习を通じて家庭等との連携にも積極的に取組、連携して人権・同和教育を推進する体制づくりを進めた。

(人権同和教育課)

【評価、今後の対応】

- ・訪問指導による学校への直接的な支援、管理職研修・主任者研修等による人権を尊重した学校づくりへの助言により、異校種間連携や家庭等との連携体制が整いつつある。今後も継続して、人権を尊重した学校づくりへの支援を行う必要がある。

(人権同和教育課)

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

【平成21年度の取組の概要】

- ・研究指定校訪問指導等を通じて、教職員の授業力向上のための指導・助言を行った。また、人権・同和教育の視点に立った指導方法について指導・助言を行った。
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の考え方を各学校の実践に反映させるために作成した教職員研修資料の活用が図られるように努めた。また、各種研修でもその活用についての情報提供を行った。
- ・「同和問題」については、すべての小中高等学校において指導が行われている。また、「インターネットによる人権侵害」についても全体の70%の学校が取組を行っている。

(人権同和教育課)

【評価、今後の対応】

- ・校内研修資料の作成・配布、授業力向上に向けた訪問指導等により、各学校の研修が活発に行われるようになり、指導力の向上が図られつつある。取り組む人権課題にも広がりが見られるようになってきている。今後は、これらの取組が一層充実するように学校

支援を行う必要がある。

(人権同和教育課)

施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

(ア) ふるさと教育の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%

【 平成21年度取組の概要 】

- ・ 県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金(県10/10)を交付した。
- ・ 各教育事務所ごとに「ふるさと教育」講座を実施し、教員と地域の大人と一緒に研修を行った。
- ・ 市町村においては、独自の「ふるさと教育フェスティバル」を開催したり、学校によっては学習発表会等で「ふるさと教育」の実践を発表した。
- ・ また、島根県に居住する子どもたちが県全域の自然、歴史、文化を広く学び、ふるさと島根を愛する心を育むことを目的に、県内東西の児童・生徒が交流する「ふるさと島根交流体験学習事業」(「ふるさと島根」子ども交流の旅事業)に取り組んだ。

(義務教育課) (社会教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・ 児童生徒は、地域の「ひと・もの・こと」を素材に学習活動を行うなかで、地域の大人の

思いに触れ、ふるさとを大切にしようとする気持ちを持ったり、意欲的に学習に取り組もうとしたりする姿が見られた。

- ・学校においては、教師が地域を知り地域に学ぼうとする姿が見られたほか、地域の人たちとの連携が進み、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動が展開されるようになった。
- ・地域では、学校を身近に感じ、より多くの人が学校に関わるようになった。また、大人がふるさと教育に関わる中で、学校を中心にして地域を活性化しようとする動きが見られるようになった。
- ・子どもたちがふるさと島根に愛着と誇りをもち、地域活動に主体的に参画していく力を育てるため、開かれた学校づくりの取組、学校を地域が支援する取組、地域と学校を結びつける人材の育成など、引き続き推進していく。
- ・今後は、地域の創意工夫を生かすという原点を大切にしながらも、ふるさと教育の方法論に関する事例の収集・分析を進め、その成果を教育現場に還元したり、地域の指導者、ボランティア等の人材発掘を円滑に進めるために、人材バンクの機能を担っている公民館との連携を強化していく。
- ・「地域の子どもを育てることは地域の大人の責務」という意識の一層の醸成を図っていく。
- ・学校と地域との連携協力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する気運を醸成するとともに多様なボランティア活動を掘り起こし、地域全体で子どもを育む仕組みを構築するための「学校支援地域本部事業」との連携により、地域人材の活用を円滑に進める。

(義務教育課) (社会教育課)

(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合	62.0%	81%	100%

※「放課後子どもプラン」:地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健康やかに過ごすことができる環境を保証し、地域での子どもの育ちを支えようとするもの。

【平成21年度の取組の概要】

- ・子どもに交流と体験の場を提供する放課後子ども教室及び子どもに生活の場を提供する放課後児童クラブをはじめとした放課後対策を行っている現場を、実際に訪問（20カ所程度）し、情報収集と運営に関する助言等を行った。
- ・放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、関係者の連携を深めるための検討の場の設置に関して、未設置市町村へ助言等を行った。
- ・年間20回以上放課後子どもプランに関わる指導者等の研修会を実施し、市町村事業担当者の理解向上及びコーディネーターや指導員等の養成・資質向上を図った。
- ・県放課後子どもプラン推進委員会を2回開催し、指導者研修の企画及び事業の検証・評価等を行った。
- ・「平成21年度しまねの放課後子どもプラン連携事例集」を作成し、地域の実情に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されている取組を広く紹介した。
- ・放課後子ども教室、放課後児童クラブの各事業が、20市町で導入された。その内訳は、

放課後子ども教室のみ実施の小学校区が24%、放課後児童クラブのみ実施が27%、両事業とも実施が27%となっており、いずれの事業も未実施の小学校区が平成19年度26.5%から平成21年度21.8%と減少した。

- ・放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、関係者の連携を深めるための検討の場の設置が17市町と前年度に比べ2町増加した。

(社会教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブを設置していない校区の数がずいぶん減ってきており、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。また、子どもの放課後や休日の過ごし方を検討する場をもつ地域の数も増えてきている。未設置の町村についてもその設置について準備を進めており、市町村側の理解も深まってきている。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置などの放課後の子どもを対象とした様々な取組が、実施する関係機関の相互連携、協力により、地域の実情に応じて総合的・体系的に広がっており、これに関わる大人や子どもが年々増加する傾向にある。今後さらに、地域の子どものと関わる多くの関係機関がより連携、協力を強め質を高めていく。

(社会教育課)

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起する「実証！地域力醸成プログラム事業」のモデル公民館として、新たに13ヶ所を採択した。その内2ヶ所は、今年度から健康福祉部と協働して新設した「子育て支援部門」として選定した。
- ・「実証！地域力醸成プログラム事業」の採択にあたって、企画プレゼンテーション大会を開催し、15ヶ所の公民館等が参加した。大会には、提案者だけでなく、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等、約200名が参加した。
- ・平成19年度からの継続モデル公民館24ヵ所も加えた計37ヵ所（74公民館）において、それぞれの地域で、「地域力」醸成に向けたモデル的な取組を実践し、新聞や広報紙等で紹介された。
- ・平成21年度モデル公民館の「実証！地域力醸成プログラム事業」には、延べ約35,000名の公民館関係者、住民が参加した。
- ・県のホームページ等を通じた広報、報道機関への周知及びPR等を実施し、県内外に情報を発信した。

(社会教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・誰でも視聴が可能な、公開で行われるモデル公民館を選定するための「実証！地域力醸成プログラム事業」企画プレゼンテーション大会は、視聴する者にとって、「地域力」醸成をめざす公民館の熱意・意欲を体感し、今後の公民館活動の方向性を考えるうえで貴重な機会となった。
- ・モデル公民館の取組により、公民館の存在・役割について再認識する動きや、公民館を活用した課題解決の場が広がってきており、住民自治活動の気運醸成につながっている。今後は、地域住民にとってより必要性の高い課題に取り組んでいくためにどうすればよ

いか研修の場を通じて公民館等に働きかけていきたい。

- ・ 県のホームページ等を通じた広報活動の実施により、公民館活動に関する情報発信が県内外に拡大した。報道機関の関心が高く、モデル公民館の選定から具体的な実践活動に至るまで、事業の様々な段階において報道された。今後とも地域力醸成の気運を高める事業として積極的に情報発信を実施する。

(社会教育課)

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

【平成21年度の取組の概要】

- ・ 6市6町へ19名の「社会教育主事」を派遣した。
- ・ それぞれ派遣された市町村では、特色に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりや、ふるさと教育、子どもの居場所づくり、実証！「地域力」醸成プログラム、学校支援地域本部事業等を推進した。
- ・ 社会教育主事の資質向上を図るための研修会を4回（初任者研修1回を含む）行った。

(社会教育課)

【評価、今後の対応】

- ・ 社会教育主事の派遣を受け入れている市町村においては、国・県の社会教育関係事業が積極的に実施されるようになり、学校・家庭・地域の連携体制づくりが進められている。
- ・ 今後もそれぞれの地域の実情の中で、社会教育主事の専門性を生かし、「学社連携・融合」の具体的な実践活動を幅広く展開していく。また、未派遣市町村に対しての支援や働きかけも積極的に行っていく。

(社会教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習推進センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度数 値(目標)
講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	30.9%	50%

(ア) 生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化

【平成21年度の取組の概要】

- ・ 市町村の社会教育にかかわる指導者・担当者に必要な知識や技能に関する研修・講座を

計画的に提供し、各市町村に「地域力（自治・自立の理念に基づく地域の底力）」の醸成に資する、社会教育にかかわる『地域リーダー』をバランスよく養成した。

基礎研修（5講座）、専門研修（4講座）、課題研修（5講座）、親学プログラム体験講座（10講座）、メディア研修に、19市町から、1,510人が参加した。

- ・市町村の社会教育にかかわる指導者・担当者が地域住民に学習機会を提供する際に有効で、気軽に活用できる「しまね学習支援プログラム」の普及、検証、開発に取り組み、家庭教育支援を行う人のための「親学プログラム（試行版）」を開発した。

親学プログラム体験講座、指導者養成研修（12回）を開催した。

- ・市町村の社会教育・生涯学習にかかわる指導者・担当者に、講師・人材・プログラム等の情報を提供するとともに、広く県民に生涯学習情報を提供した。また、視聴覚機材や教材の貸出、図書や市町村の資料等の提供を行った。西部生涯学習推進センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行った。

（社会教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・生涯学習に現在取り組んでいる人の割合は目標を下回ったが、「今は取り組んでいないが、今後取り組みたいと考えている人」の割合は42.1%あり、潜在的な学習ニーズは高い。これら県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設等の職員の専門的力量を高める人材養成に努める必要がある。
- ・県内の社会教育関係者の知識や技術を高める研修を充実した結果、体験講座の受講者への追跡調査の結果から「今後地域で活用しようと考えた人」が85%を占めたほか、公民館関係者からは「公民館の年間計画を整理して研修のための時間を設ける工夫をした」等、社会教育関係者が研修を受ける必要性を感じ、自ら講座を開くなどの変化が現れている。
- ・市町村の社会教育にかかわる指導者・担当者に必要な知識や技能に関する研修・講座が効果的に、地域格差なく養成されたか、受講者の研修履歴の整理・管理を行う。
- ・しまね学習支援プログラムが市町村の社会教育に関わる指導者、担当者にとって、地域住民に学習機会を提供する際に有効で気軽に活用できるプログラムになっているか、普及と検証を行う。
- ・視聴覚センターの事業を、さらに広く周知するために広報に務める。また、講師・人材・プログラム等の内容が最新情報になるようにする。
- ・生涯学習推進センターの事業を地域の社会教育指導者養成に特化するとともに、施設名称を「生涯学習推進センター」から「社会教育研修センター」に変更し、「青少年の家」の社会教育主事との連携・協力を図り、本県の社会教育の普及・啓発の拠点としての充実を図る。

（社会教育課）

（イ）社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に努めている。
- ・県立図書館では、祝日を開館とし、3月から10月までの開館時間を19時まで延長した。

年間入館者数：289,685人（前年度285,541人）

図書貸出総冊数：390,636冊（前年度375,367冊）

- ・県立図書館では、公共図書館職員研修や市町村読書普及研修、地域図書館職員研修などを開催し、地域における学習支援機能の充実に努めた。

図書館関係職員研修（初任・専門・読書普及）：5回（前年度4回）開催し、294人（前年度：265人）が参加

地域図書館職員研修：6カ所の地域図書館で開催し62人（前年度：6カ所／85人）が参加

子ども絵本講座（実践講座）：4回開催し、175人が参加

- ・県立図書館では、子ども読書活動の推進を図るため、学校図書館の図書整備が遅れている14校に50万円分（200～300冊）の図書の一括貸出を行った。また、中学校用図書として100万円分（約600冊）を新規購入し配備した。（再掲）

- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。（再掲）

学校司書初任者研修：9回開催し、延べ492人が参加

学校図書館ボランティア初任者研修：10回開催し、延べ374人が参加

学校図書館活用教育研修会：2回開催し、延べ170人が参加

- ・青少年の家、少年自然の家では、学習支援に資する各種主催事業を企画・実施した。
- ・青少年の家では、サン・レイクフェスティバル、青少年活動支援者養成講座、サン・レイク夏・冬楽校、にこにこ土・日などの主催事業を開催した。受け入れ研修事業を含めた研修者数は51,968人（対前年96.3%）の利用があった。
- ・少年自然の家では、県民への施設開放（オープンデー）、家族参加の要求に応えた「チャレンジ・ザ・サマー」に加え、小学生高学年を対象とした長期の宿泊体験事業「ジュニア・サマー・キャンプ」を開催した。受け入れ研修事業を含めた研修者数は25,311人（対前年97.2%）であった。また、利用者に対するサービス品質の向上を図るため、研修支援スタッフ研修を月2回開催した。

（社会教育課）

【 評価、今後の対応 】

- ・県立図書館では図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。
- ・今後、県立図書館では、県内すべての公立小中学校における「学校図書館活用教育」を実現するため、小中学校向け団体貸出の強化や学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に取り組んでいく。（再掲）
- ・青少年の家、少年自然の家の研修者数が共に減少したのは、新型インフルエンザによる影響が大きいと考えられる。
- ・青少年の家では、サマーチャレンジ（小学生の宿泊体験）等の主催研修を開催しており、それらの事業や受け入れ研修アンケートにおいて、高い利用満足度（86%以上）評価を得た。
- ・少年自然の家でも、チャレンジ・ザ・サマー等の主催研修事業や受け入れ研修のアンケートにおいて、高い利用満足度（85%以上）評価を得た。また、研修支援スタッフ研修の結果、職員の資質向上が図られ、職員の意識向上に繋がった。主催事業については、施設の認知度を上げていくことと、これまで以上に社会的課題に応える内容となるよう取り組んでいく。

（社会教育課）

施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 不登校の子どもに対する取組の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成21年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
不登校児童生徒数の割合	1.64%	1.29%	1.30%

(全国平均(平成21年度) 1.16%)

(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・ 県教育センターでの研修会や指導主事の学校訪問により教員の資質向上を図り、諸課題に対して学校が組織的な対応ができるよう指導・助言を行った。
- ・ 「生徒指導総合研修」を県内各教育事務所管内の全小・中学校の教員と、高等学校・特別支援学校の希望者を対象として1日開催した。年度当初に開催した生徒指導主任・主事等研修との関連性をもたせ、不登校への対応に関する専門的な知識や技能の習得や、集団の力を高め未然防止に努める方法について、講義や実践発表、分散会協議等を通して、生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上を図った。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・ 講義や実践発表、分散会協議等を通して、生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上が図られた。
- ・ 不登校のみならず、いじめや暴力行為、集団の中で特別な支援を必要とする児童生徒に対する適切な対応について、研修内容に取り入れていく必要がある。

(義務教育課)

(イ) 組織的な支援体制の充実

【平成21年度の取組の概要】

- ・平成19年度より継続して、各教育事務所に生徒指導専任主事を7名増員配置し、合計12名で、市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を充実した。
- ・県内の全学校（小・中・高・特）の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議や情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。
- ・各生徒指導研修において、集団の力を高めることをテーマに据え、課題を抱える児童生徒に対する教職員の支援のあり方についての知識や技能の向上を図った。

(義務教育課)

【評価、今後の対応】

- ・各生徒指導研修において、集団の力を高めることをテーマとして取り上げ、諸課題を抱える児童生徒に対する支援の在り方について、教職員の知識や技能の向上が図られた。
- ・今後とも各生徒指導研修をとおして、集団の力を高めることの必要性について、一層周知し、具体的な方法を教員自らが考え、取り組んでいける姿勢を培う必要がある。

(義務教育課)

(ウ) 教育相談体制の充実

(A) スクールカウンセラーの配置の推進

【平成21年度の取組の概要】

- ・教育相談体制を充実するため、小学校80校、中学校102校、高等学校42校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適応の悩み相談対応を実施した。(総相談件数：10,353件)

(義務教育課)

【評価、今後の対応】

- ・スクールカウンセラーの配置などにより学校の問題行動の未然防止・早期対応等への取組に工夫が見られたが、不登校児童生徒（小・中学校）758人のうち、関係諸機関及び校内の専門的相談相手（スクールカウンセラー、養護教諭等）にもかかっている児童生徒が175人おり、このような児童生徒に対しては、児童生徒が安心して過ごせる居場所を開設したり家庭訪問を行うなど一人一人の心身の状況や興味関心に応じた学習や体験活動の場を提供することにより行動範囲や活動を広げるきっかけづくりを行う取組や、不登校の児童生徒が集団生活や学習を行うための場となる教育支援センター(適応指導教室)への運営支援などを通して、今後一層児童生徒のニーズに応じた居場所の提供を行いたい。
- ・スクールカウンセラーは、限られた時間内で十分な活用が図られたかを検証し、配置時間数などを工夫する必要がある。

(義務教育課)

(B) クラスサポートティーチャーの配置

【平成21年度の取組の概要】

- ・生徒指導上の問題を抱えがちな大規模中学校19校(第1学年の学級数が3学級以上で、

かつ1学級の生徒数が31人以上の学校)の第1学年に対して、2学級に1人の割合で非常勤講師(クラスサポートティーチャー)を計40名配置し、不登校や問題行動等の未然防止を図った。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・事業実施校の中学1年生に、不登校や問題行動の人数や件数に減少が見られた。
- ・クラスサポートティーチャーによって、授業中のサポートだけではなく、休憩時間中の生徒の様子にも目が行き届いた。その結果、生徒の細かな変化にも素早く対応できたり、生徒に安心感を与えるなどの効果があったことから、引き続き取り組む。

(義務教育課)

(C) 子どもと親の相談員の配置

【 平成21年度の実施の概要 】

- ・児童生徒支援員を18校の小中学校に配置し、不登校、問題行動、児童虐待等の課題を抱える児童生徒や保護者への早期対応をする課題を抱える子ども等の自立支援事業を行った。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・学校における教育相談体制の充実に成果があったことから、今後も同様に支援を継続していく。

(義務教育課)

(D) 電話による相談体制の充実

【 平成21年度の実施の概要 】

- ・島根県教育センター(浜田教育センターを含む)に相談電話を開設し、休日も含めていじめ等の相談に応じた。全体で451件の電話相談があった。
- ・「いじめ110番」の対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン」を紹介して連携を図ることにより、電話による相談体制を充実させた。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・いじめ、不登校等の相談に応じ、相談者が気持ちを和らげたり、方向性を見つけるなどの成果があったことから、引き続き取り組む。

(義務教育課)

(E) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

【 平成21年度の実施の概要 】

- ・各地域において、不登校児童生徒が家庭や学校以外で学習や活動する場を充実するために、県全体で、11市町12施設の教育支援センターと民間施設2施設、合計14施設に運営支援を行った。学校への復帰や将来の社会生活に適応できることを目的として、

集団生活や学習、体験活動などの機会を提供した。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・学習を中心とした支援が必要な児童生徒の居場所としての役割を果たし、不登校児童生徒数の減少につながっていることから、引き続き取り組む。

(義務教育課)

(B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・家に引きこもっていることの多い児童生徒を対象とし、家庭訪問を行ったり、当該児童生徒が安心して過ごせる居場所を一定期間開設することにより、活動範囲を広げるきっかけづくりを行った。各教育事務所管内ごとに居場所の開設44回(隠岐22回)、家庭訪問を44回(隠岐22回)実施した。

(義務教育課)

【 評価、今後の対応 】

- ・児童生徒のニーズに応じた支援環境を設定したり、積極的に家庭訪問を行うことにより、活動に参加する人数が増加したり、活動範囲を広げることができるようになった。より充実させるため関係機関と協議のうえ継続して取り組む。

(義務教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 特別支援教育の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・特別支援教育の推進体制については、県内のすべての地域において、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、これまでにすべての公立小中高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置などの体制整備を完了した。
- ・特別支援教育について校内及び関係機関との連絡調整を行うとともに、すべての公立小中高等学校で、保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター(特別支援学校及び小中高の教員)の指名を進めた。
- ・教育事務所ごとに広域特別支援連携協議会を設置するとともに、専門家チームや巡回相談員を置き、学校等への支援体制の整備を行った。平成21年度は、専門家チームの会議を教育事務所ごとに年間3回程度行うとともに、各学校等に専門家チームのメンバーを直接派遣し相談支援を行った。すべての公立学校等における相談支援の実施割合は、幼稚園で約75%、小学校で約60%、中学校約61%、高等学校36%であった。また巡回相談員による相談支援の実施状況においては、幼稚園約84%、小学校約79%、

中学校約79%、高等学校約38%であった。

- ・県内全域において市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置により市町村での支援体制整備を図った。

(特別支援教育室)

【 評価、今後の対応 】

- ・校内支援体制整備の完了を受け、今後はその機能の充実が必要となる。全学校で指名された特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の実態把握に基づいた適切な指導と必要な支援について、今後とも学校内で十分協議を行い取り組むよう周知を図ることとしている。
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について、特別支援教育に係る各研修会において、その必要性について周知を図るとともに、個別の教育支援計画については、島根県版をホームページに掲載し、作成及び活用を図るよう進めていく。

(特別支援教育室)

(イ) 社会的・職業的自立の促進

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・特別支援学校で学ぶ生徒の、卒業後の社会的・職業的自立を促進するために、労働・医療・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進事業」を県内すべての特別支援学校において実施した。この事業では、進路開拓などのための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における指導を強化するとともに関係機関と連携しながら生徒の現場実習や進路開拓を行った。
- ・特別支援学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき、小学部段階から、キャリア教育の推進に取り組んでいる。高等部においては、学校全体で職場体験及び進路開拓を推進しているところである。また、関係機関との連携の中で、就労に向けての移行支援計画を作成するとともに、その活用を図っている。

(特別支援教育室)

【 評価、今後の対応 】

- ・特別支援学校における進路指導について、今後も新たな職場の訪問や現場実習先の開拓を積極的に進めていく。
- ・特別支援学校の生徒が、卒業後豊かな生活を送ることができるよう、生徒一人一人のニーズに応じ、今後も小学部段階からキャリア教育の推進に取り組むとともに、新たな職場の訪問や現場実習先の開拓、労働・医療・福祉等の関係機関との連携等を一層推進する。

(特別支援教育室)

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

【 平成21年度の取組の概要 】

- ・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障がいのある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
- ・特別支援学校の教員が、小中学校等の要請に応じて学校等に出向き、特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言・研修等を行い、校内支援体制の充実を図るとともに特別支援教育に対する教員の資質向上を図った。

平成21年度の助言・研修等件数：873件（うち高等学校の件数：22件）

(特別支援教育室)

【 評価、今後の対応 】

- ・センター的機能の活用状況（助言・研修等件数）は、過去5年間の平均が約1000件であり、現場からのニーズが高い。今後ともニーズを把握しながら継続していくことが重要である。
- ・高等学校の活用状況が低いことから、今後は特に、高等学校での支援の充実を進めていくことが重要である。

(特別支援教育室)

6 島根県総合教育審議会の意見

島根県総合教育審議会（平成22年8月30日開催）における本文に反映した意見以外の主な意見は以下のとおりでした。

【報告書等全体について】

《教育行政について》

- 教育行政は、国、県教委、市町村教委が円滑に一体となって補完し合うことが重要だと思う。
- 県教委が市町村教委に対しどこまで指導できるのか。指導してもやらないところへ予算を重点配分して調整するのが県の役割だと思う。
- 市町村が事業等に取り組むかどうかによって、市町村間に格差が生じる場合があり、子どもの教育機会の平等という面から見ると、問題があるのではないか。
- 学校現場にはゆとりがなく、リーフレットなどがたくさん送られて来てもとても読む時間がないので、広報の方法を考えて欲しい。

《しまね教育ビジョン21について》

- しまね教育ビジョン21のなかで、メディア教育についての取り上げ方が弱いと感じる。コミュニケーション能力への影響や、五感の発達への影響などの問題について、内容を充実してもらいたい。
- 教育ビジョンの6つの施策の柱に社会教育が入っていない。子どものために、これから高齢化社会の中で、大人自身がどのような生き方をしていくかを考えていくことは、非常に重要であり一つの柱とすべきである。

《報告書の評価について》

- 取組状況の中で、数値目標の数値の質（内容）が気になる。例えば、朝食を毎日取るといっても、その中身がパン1枚といったようなことがあり、質（内容）の評価が難しい。どのように評価するかが課題である。
- 全般的に評価を民間のようにもっと厳しくすべき。

【心の教育の推進】

- 「ふるまい向上運動」は、教育ビジョンの基本理念と非常にマッチしていると思う。県民運動として具体的に進めていく際に、学校・家庭・地域での実践が相反する場合、意味がなくなってしまうので、地域や家庭へのアプローチが重要であると思う。
- 「ふるまい向上運動」は、今の若い世代の親にうまく受け入れてもらえるかが重要であると思う。
- 子どもは大人の姿を見ている。「ふるまい向上運動」の取り組みで、大人も変わっていかなければならない。
- 「ふるまい向上運動」の取組の具体例を、PTA などへもっと情報提供してほしい。

【読書活動の推進】

- 小さい時から年齢にあった絵本を配付したり、活字や演劇など生の教材に触れる機会を作っていくとよいと思う。

【文化活動の活性化】

- 義務教育9年の間に、優れた芸術文化に親しむ機会が一度も体験のない子どもがいたりするのではないか。感性・創造性の育成のためにも、数値目標が必要ではないかと思う。

【学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実】

- 今の教育や子育てでは、本当に手を差し伸べる必要がある人が"困っている"と言って相談には来ない。"困っているか"と聞いても、"困っていない"と答えることが多い。非常に難しいが、こういったところへの支援について、県と市町村が補完していく必要があるのではないか。
- 親も誰かに認めて欲しいという気持ちがあり、悩みを率直に相談しにくい状況にあると思う。また、「先生」と名のつく人との話が苦手である場合も多いが、保健師が関わる乳幼児検診時などでは話がしやすいようであり、こういった場をサポートの場に使えないかと思う。いざという時に頼ることのできる、細く長くの信頼関係を築いていくことが重要である。

(参考資料)

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜粋
※平成20年4月1日施行

(事務の委任等)

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 各取組における主な報告書等一覧

具体的な取組 (しまね教育ビジョン21)	報告書等
1 心身の健康を大切に した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」 ○道徳教育実践事業：リーフレット「豊かな心をはぐくむ教育の充実Ⅱ」 ○学校評価の充実・改善のための実践調査研究事業：リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」 ○しまねっ子元気プラン～学校保健計画策定の手引～
2 夢を描き、その実現に 向かっていく教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) ○全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善の推進に係る実践研究：リーフレット「未来を切り開くための子どもを育成するために」 ○平成21年度 島根県学力調査 報告書
3 創造性や個性の基礎と なる感性を育む教育	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) ○平成21年度 島根県学力調査 報告書(再掲) ○豊かな体験活動推進事業：リーフレット「素敵な体験と出会いを」
4 互いの人権を尊重する 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県人権施策推進基本方針〔第1次改訂〕中学生・高校生版
5 地域への愛着と誇りを 育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) ○「平成21年度しまねの学社連携 ー地域教育コーディネーターの取組事例集」
6 すべての子どもたちの 学びを支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度スクールカウンセラー活用調査研究報告書